

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 告示**
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 一八七
  - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 一八六
  - 患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件 一八六
  - 土地改良区の定款の変更を認定した件二件 一八六
  - 保安林の指定を解除する予定である件 一八六
  - 道路の区域を変更する件三件 一八六
  - 道路の供用を開始する件二件 一八九
- 公告**
- 落札者を決定した件二件 一九〇
  - 随意契約の相手方を決定した件 一九五

## 告示

### 福島県告示第二百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和四年四月十九日から同年八月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルハドラッグ福島南矢野目店 福島県福島市南矢野目字中江一二番五ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 大和リース株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 北 哲弥  
住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号  
大規模小売店舗において小売業を行う者  
名称 株式会社ツルハ  
代表者の氏名 代表取締役 八幡 政浩  
住所 北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一番二二号  
令和四年十二月一日
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
令和四年十二月一日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千百九十八平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数  
（一）位置 別紙図面のとおり  
（二）収容台数 四十一台
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数  
（一）位置 別紙図面のとおり  
（二）収容台数 十六台
  - 3 荷さばき施設の位置及び面積  
（一）位置 別紙図面のとおり  
（二）面積 七十八平方メートル
  - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
（一）位置 別紙図面のとおり  
（二）容量 七立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（一）開店時刻 午前九時  
（二）閉店時刻 午前〇時
  - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午前〇時三十分まで
  - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
数 三か所  
（一）位置 別紙図面のとおり
  - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
（一）荷さばき施設① 午前六時から午後九時まで  
（二）荷さばき施設② 午前六時から午前八時まで
- 七 届出年月日  
令和四年三月三十一日

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

福島県告示第二百九十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年四月十九日から同年五月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
令和四年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル浜田店 福島県福島市浜田町六一番地
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
1 解体工事の際には、店舗周辺道路にて工事車両が起因となる交通事故が起こらないように注意すること。特に周辺には中学校・高校があるため、歩行者・自転車の巻き込み事故がおこらないように十分に注意すること。  
2 解体工事に関わる車両は、交通法規を守ること。  
3 解体で発生する廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
(商業まちづくり課)

福島県告示第二百九十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。  
令和四年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	患畜	一頭	須賀川市	令和四年四月八日	殺処分

(畜産課)

福島県告示第二百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、浅川町土地改良区から令和四年三月三十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月十二日認可した。  
令和四年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄  
(農村計画課)

福島県告示第二百九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、山都町土地改良区から令和四年四月五日付けで申請のあった定款の変更について、同月十二日認可した。  
令和四年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄  
(農村計画課)

福島県告示第二百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
令和四年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所  
双葉郡川内村大字上川内字大鷹鳥谷五〇一の二〇、五〇一の二二
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 解除の理由  
再生可能エネルギー発電用施設用地とするため  
(森林保全課)

福島県告示第二百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所から令和四年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和四年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前後の幅員(メートル)	延長(メートル)
		変更前後	延長

県道長塚 請戸浪江 線	双葉郡双葉町大字長塚 字寺内前一〇七番一 地先から	変更前	A 七・六〇 四二・二	二、〇八四・六
	同 郡浪江町大字両竹 字本町三番一地先ま で		B 一四・〇〇 四二・四	三、〇七六・五
	同 郡浪江町大字両竹 字本町三番一地先ま で	変更後	B 一四・〇〇 四二・四	三、〇七六・五
	同 郡浪江町大字両竹 字本町三番一地先ま で		B 一四・〇〇 四二・四	三、〇七六・五

(道路計画課)

**福島県告示第二百九十八号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和四年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 県道五十 沢国見線	伊達郡国見町大字藤田 字荒田二五番地先から	変更前	A 八・三〇 一〇・九	二二六七・一
	同 郡同 町大字藤田 字一丁田二 三番三 地先まで	変更後	B 一〇・八〇 二八・八	三三三・九
	伊達郡国見町大字藤田 字荒田二五番地先から		B 一〇・八〇 二八・八	三三三・九
	同 郡同 町大字藤田		B 一〇・八〇 二八・八	三三三・九

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日	字一丁田二 二番二地 先まで	変更後	B 一〇・八〇 二八・八	三三三・九
	伊達郡国見町大字藤田 字荒田二五番地先から		B 一〇・八〇 二八・八	三三三・九
	同 郡同 町大字藤田 字一丁田二 二番二地 先まで		B 一〇・八〇 二八・八	三三三・九

(道路計画課)

**福島県告示第二百九十九号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和四年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和四年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日	県道三株 下市萱小 川線	変更前	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	いわき市三和町下市萱 字根小屋二七七番一 地先から	変更後	(メートル)	(メートル)
	同 市三和町下市萱 字松ヶ枝一三八番二 七地先まで		八・八〇 三六・八	三五〇・〇
			八・八〇 三六・八	三五〇・〇

(道路計画課)

**福島県告示第三百号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和四年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日	福島県知事 内堀雅雄
---------------------------	------------

公告

(道路計画課)

県道原町浪江線	路線名	南相馬市原町区馬場一四番地先から同市原町区馬場四番二四地先まで	供用開始の区間	令和四年四月一九日	供用開始の期日
---------	-----	---------------------------------	---------	-----------	---------

福島県知事 内堀雅雄

**福島県告示第三百一十一号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所にて令和四年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和四年四月十九日

(道路計画課)

県道上名倉飯坂伊達線	路線名	福島市大笹生字月崎一番二地先から同市大笹生字北谷地一八番五地先まで	供用開始の区間	令和四年四月二日	供用開始の期日
------------	-----	-----------------------------------	---------	----------	---------

公告第96号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年4月19日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
総合実践システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額  
47,190,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和4年2月4日

(入札用度課)

公告第97号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年4月19日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
コピー用紙A4(2,500枚入) 予定数量31,000箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社小名浜包装資材 福島県いわき市小名浜林城字榎町8番1
- 5 落札金額  
1箱当たり1,183円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和4年2月8日

(入札用度課)

**公告第98号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年4月19日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 免許証カード基体(IC) 予定数量352箱
  - (2) インクリボンカセット(IC) 予定数量161箱
  - (3) 運転経歴証明書用カード基体 予定数量19箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年3月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 1の(1)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
  - (2) 1の(2)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
  - (3) 1の(3)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
  - (1) 1の(1)に掲げる物品等 1箱当たり458,100円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)
  - (2) 1の(2)に掲げる物品等 1箱当たり140,000円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)
  - (3) 1の(3)に掲げる物品等 1箱当たり150,600円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第2号該当

(入札用度課)